

投資信託受益証券等の保護預り規定

第1条（保護預り証券の範囲）

この保護預りでは、次に掲げる証券（以下「投資信託受益証券等」といいます。）について、この約款、社債、株式等の振替に関する法律その他の法令または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。

- ① 投資信託の受益証券
- ② 投資証券
- ③ 投資法人債券

2. 当社は、前項にかかわらず、相当の理由があるときには投資信託受益証券等の保護預りをお断りすることがあります。
3. この規定に従ってお預りした投資信託受益証券等を「保護預り証券」といいます。

第2条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当社は保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当社所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。
なお、累積投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによることとします。
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。
- ③ 当社は、保護預り証券を当社名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。

第3条（混合保管に関する同意事項）

前条の規定により混合保管する投資信託受益証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに投資信託受益証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の預け主と協議を要しないこと

第4条（保護預り口座の設定）

投資信託受益証券等については、当社に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当社所定の保護預り口座設定申込書をご提出ください。

2. 保護預り口座設定申込書に押印された印影および記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。

第5条（契約期間等）

この契約（この約款に基づく当社とお客さまとの間の契約をいい、以下同じとします。）の当初契約期間は、契約日から最初に到来する2月末日までとします。

2. この契約は、預け主または当社から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第6条（手数料）

当社は、当社所定の料率と計算方法により、この保護預りの手数料（以下「手数料」といいます。）を申し受けることがあります。この場合、手数料は、1年分を後払いするものとし、毎年3月の当社所定の日に、預け主が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・信託総

合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約日の属する月を1か月としてその月から月割で計算します。

2. 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約があった場合または保護預り証券のすべてが償還（清算を含みます。以下同じ。）された場合は、解約日または償還日（清算日を含みます。）の属する月を1か月としてその月までの手数料を月割計算によりお支払いください。なお、当社はこの手数料を第1項の方法に準じて指定口座から自動引落しすることができるものとします。
4. 当社は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第9条により当社が受け取る保護預り証券の償還金、分配金（配当金を含みます。以下同じ。）または解約・買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

第7条（預入れおよび返還）

投資信託受益証券等を預け入れるときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人（以下「預け主等」といいます。）が、当社所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。ただし、預け主等が当社に投資信託受益証券等の取得の申込をされる場合は、当社所定の依頼書の提出をまたずに当該受益証券等の預け入れのご依頼があったものとして取扱います。

2. 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、当社所定の日までに所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項本文に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
3. 当社所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
4. 保護預り証券は、預け主等がお引き取りになるまでは、この規定により当社がお預りしているものとします。

第8条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- ① 当社に保護預り証券の解約または買取りを請求される場合
- ② 当社が第9条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第9条（償還金等の受入れ等）

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当社がこれを受け取り指定口座に入金します。

第10条（連絡事項）

当社は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。

2. 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第11条（届出事項の変更）

印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。

2. 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還または解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

第12条 (解約等)

この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当社所定の日までに当社所定の方法でその旨を当店にお申し出のうえ、解約の際に預け主が当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による預け主からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2. 前項にかかわらず、当社所定の期間については、この契約の解約をすることはできません。
3. 保護預り証券は、預け主がお引き取りになるまでは、この規定により当社がお預りしているものとします。
4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主等がこの規定に違反したとき
 - ④ お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると判明したとき
 - ⑤ お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたとき
 - ⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
5. 前項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。
6. 当社は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第13条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。

2. 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第14条 (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第15条 (公示催告等の調査)

当社は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第16条 (譲渡、質入れの禁止)

この契約による預け主の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第17条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第11条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害

- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券等の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第9条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第14条の事由により、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第18条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以 上
(2020年4月1日現在)